

相・続・通・信 第20号

新しいHPができました！

相続プロ 松本



↑「相続プロ」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成24年9月

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

FAX:0263-87-2117

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田292番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

FAX:026-291-4163

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町2-14-2アタージョ2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

セミナー開催のご案内

暦の上では秋となりましたが、日中はまだまだ残暑も厳しく、暑い日が続きます。体調管理にどうぞお気を付けてお過ごし下さい。

さて、来る9月22日(土)午前10:00～市民タイムス みすず野ホールにおいて、『知って得する相続知識～基礎編～』と題しましてセミナーを開催いたします。

「相続とは?」「法定相続人は誰?」「遺産分割協議って?」いざという時に慌てないように、この機会に相続に関する基礎知識を学んでみませんか。専門相談員が分かりやすくお話しいたします。

セミナー参加費用は無料ですが、**予約制**となっておりますので下記電話番号までお電話をお願いいたします。

皆様のご参加、お待ちしております。

『知って得する相続知識～基礎編～』

日 時: 9月22日(土・祝) 時間 10:00～12:00 (受付9:30～)

会 場: 市民タイムス みすず野ホール (〒390-0852 松本市島立800)
(松本合同庁舎近く。詳しくは、電話予約時にご説明を致します。)

定 員: 30名 持 ち 物: 筆記用具

講 師: 米原 ひろみ ((相続PRO) 相続手続支援センター専門相談員)



相続手続支援センター松本駅前店

申込先
受付時間は
こちら!

TEL ☎ 0120-97-3713

受付時間 (月～金) 9:00～19:00
(土日祝) 10:00～18:00

受付担当 打田・浪岡



相続手続支援センター®

相続の現場から

農業経営者の方へ～跡取りが決まったら

農家の方がよく「農地は売れない」とおっしゃいます。そのとおり、農地は、簡単に売却も贈与もすることができません。それは農地法の制限があるからです。各市町村に設置されている農業委員会が、農地を売る相手、又はもらう相手が農業をしていて、農地を一定以上（地域によって面積は異なります）所有していなければならないという条件を定めています。（いわゆる農家要件です。）その条件を満たしていないと農業委員会から許可がおりず、所有権移転登記をすることができないのです。

しかし、相続は違います。相続は農業委員会の許可が不要です。農家でない相続人でも、農地のある市町村に住んでいない相続人でも、相続人であれば相続することが可能です。

相続について、「うちは農地しかないから大丈夫」とおっしゃる方がいます。農地は上記の制限により、売ることが難しいから誰も欲しいとは言わないだろうという思いからです。また「農地は受け継ぐもの」と、跡取りが農地を全て相続することを相続人全員が納得するだろうと思いついでおられる方もいます。しかしながら相続が発生すると、**農地しかなくてももめるケース**が発生しやすくなっています。財産ならば農地でも欲しいと言われ、お困りになっておられる跡取り様からの相談も増えてきています。

農地をめぐる無用な争いを避けるためにも、そして、跡取りが安心して農業経営に専念できるようにするためにも、跡取りが決まり、跡取りへ農業技術の指導を終え、農業経営を跡取りに引き継いだ時点で、**跡取りに全ての農地を相続させる**旨の遺言を書くことをお勧めします。

跡取りが決まって安心とせず、遺言で農地を継ぐ者を確定させて、やっと「**跡取りに代替わりができた**」と言えるのではないのでしょうか。農業経営をされている方、ご相談賜ります。お気軽にご相談ください。

相続“豆”知識

Q 先日、母が亡くなり、相続手続を進めるために書類集めをしています。父は10年程前に亡くなったのですが、外国籍のため日本の戸籍には載ってきません。父の死亡を証明するためには、どのような書類を用意したら良いのでしょうか？

A ◆平成24年7月9日の外国人登録法の廃止に伴い、制度の確認を！◆
相続手続を行う場合、相続人を確定させるために、法定相続人全員について死亡又は生きていることの証明が必要となります。外国籍の方の場合は【外国人登録原票の写し】を用意することになります。これは、従来、外国人登録をした市区町村役場にて交付を受けることができました。しかし、平成24年7月9日の外国人登録法廃止に伴い、外国人登録原票の管轄が市区町村から法務省へと変わり、そして、今後、外国人登録原票の記載事項について更新がなされないことになりました。

それでは、今後、相続手続を行うにあたってどのような書類を用意したら良いのでしょうか？

法律が廃止される前に亡くなられた方については、従来の外国人登録原票に死亡の記載が載ってきますので、【外国人登録原票の写し】を法務省へ交付請求していくこととなります。Qの相談者の方は10年程前に父親が亡くなられていることから、法務省へ外国人登録原票の写しを交付請求していくこととなりますね。

しかし、法律が廃止された後に亡くなられた方については、記載事項の更新がなされない以上、外国人登録原票の写しを請求したところで死亡の証明はできません。そこで、法廃止に伴い始まった外国籍の方についての【住民票の写し】を市区町村へ交付請求していくことになると考えられます。が、この住民票の写しが代替の書類として認められるか否かについて、法が変わって間もないためか、法務省・市区町村役場も統一した回答がなされない状況です。今後このようなケースに該当しお困りの場合には、私共にて解決の糸口を探すお手伝いを致します。いつでもご相談下さい。